

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜、
祭日、
休日、
がたき
ると
の翌日)

目 次

◇規 則

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則（健康対策課）

◇告 示

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額の一部改正（〃）

土地改良区の役員の退任（農村整備課）

土地改良事業の認可（二件）（〃）

都市計画法第六十六条による告示（都市計画課）

都市計画事業の事業計画の変更の認可（下水道課）

◇教 委 告 示

臨時教育委員会の招集（総務課）

◇企 業 管 理 規 程

鳥取県営企業財務規程の一部を改正する企業管理規程（総務課）

公布された規則のあらまし

◇保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

一 市町村その他の団体が実施する結核予防法による予防接種又は健康診断に係る減額して徴収する使用料の額を次のとおり定めることとした。

区 分	単 位	金 額	
		現 行	改 正 後
結核予防法による予防接種又は健康診断	一人一回につき	三百七十二円	三百七十七円
		皮接種	
精密検査	一人一件につき	三百七十四円	三百七十五円

二 この規則は、平成三年四月一日から施行することとした。

規 則

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十一号

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免
に關する規則の一部を改正する規則

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に關する規則（昭和四十四年三月鳥取県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「三百七十二円」を「三百七十七円」に、「三百七十四円」を「三百七十五円」に改める。

附 則

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百二十二号

昭和五十年三月鳥取県告示第三百七号（保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額について）の一部を次のように改正し、平成三年四月一日から施行する。

平成三年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号中「百七十九円」を「百八十四円」に改め、第二号イ中「五百六十円」を「五百九十円」に改め、同号ロ中「五百七十円」を「六百十円」

に改める。

鳥取県告示第二百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり若土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 岡 本 理 一 郎 倉吉市鴨河内二二四

平成二年九月八日退任

鳥取県告示第二百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、会見町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）天王原地区区画整理）を平成三年三月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業福地地区農道整備）を平成三年三月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取県

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 九・六・一号布勢総合運動公園

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分

鳥取市桂見字下ノ山及び里仁字後谷ノ二地内において事業地を変更し、鳥取市桂見字白田、字五反田、字狐殺、字板畑ケ及び字家ノ前を加える。

2 使用の部分

変更なし

鳥取県告示第二百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業 大正川都市下水路

三 事業施行期間

昭和六十一年二月四日から平成五年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 変更なし

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第六号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成三年三月十五日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

- 一 日時 平成三年三月二十日(水)午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 文化財の指定について
 - 2 その他

企業管理規程

鳥取県管企業財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

平成三年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第一号

鳥取県管企業財務規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県管企業財務規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第八号)

の一部を次のとおり改正する。

第四十九条中「十万円」を「二十万円」に改める。

別表第一の鳥取県管電気事業勘定科目資産の部の(1)固定資産の表中「〇万円」を「20万円」に改める。

附 則

- 1 この企業管理規程は、平成三年四月一日から施行する。
- 2 この企業管理規程による改正後の鳥取県管企業財務規程の規定は、この企業管理規程の施行の日以後に取得する資産について適用し、同日前に取得した資産については、なお従前の例による。